

児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて(仮称) —関係機関が機能を最大限に発揮しながら緊密な連携で子供を守る—

- 児童虐待防止法施行から10年、児童虐待相談件数は右肩上がりの増加を続けケース内容も複雑化する中で、児童相談所、子供家庭支援センターをはじめ、これまで地域の多数の関係機関が子供の援助にあたってきた。
- しかしながら一連の取組にもかかわらず、昨年来、全国的に死亡に至るような重篤な事例が後を絶たない。都の児童相談所の通告件数は前年比約1・4倍と大幅に増加し、一時保護児童はさらに増えつづけている。
- 子供たちを虐待から守り、虐待死をゼロにするためには、早期発見・早期対応、そして未然防止など、地域・現場での取組をこれまで以上に強化していく必要がある。
- 本審議会では、福祉、保健、医療、警察など各分野の関係機関の連携の強化や人材の確保、育成などを視点に据えて、実践的な方策を議論していく。

経緯・データ

【法制度】

- 児童虐待防止法施行(12年11月)
- 要保護児童対策地域協議会の設置、市町村の一義的窓口(16年法改正)
- 臨検搜索、死亡検証の義務化(20年法改正)
- 民法改正：親権の一時停止制度(23年5月)国会可決成立

【都内の相談状況(22年度)】

- 虐待相談件数 4,450件
(区市町村は21年度5510件)
→ 昨今の全国で相次ぐ死亡事例の発生、マスコミ報道、社会的関心の高まり
- 一時保護数の増加 682件(17年度509件)
- 医療機関からの通報增加 147件(21年度108件)

【法的対応(21年度、17年度、12年度)】

- | | | | |
|-------|------|------|----|
| 立入調査 | 9件、 | 21件、 | 6件 |
| 28条承認 | 28件、 | 29件、 | 7件 |

虐待の内容

【種別】 身体的虐待35% ネグレクト33% 心理的虐待29% 性的虐待3%

【重症度】 生命の危機あり2% 重度虐待5% 中度25% 軽度36% 危惧17%

【年齢】 「0~5歳」39% 「6~11歳」39%

【虐待要因】 経済的な困難等32% 虐待者の心身の状態31%

ひとり親家庭26% 育児疲れ17%

以上、全児相データ(21年3月)

【虐待者の認識】 実母の四分の一が「虐待を認め支援を求めている」

【支援の結果】 「問題解決(状況改善)」17.6%、「一部解決」26.4%

以上、「児童虐待の実態Ⅱ」局作成(17年12月)

都の取り組み

○児童相談所の体制強化

- ・児童福祉司 183名(23年度) ← 106名(13年度)
- ・児童心理司 52名(19年度に13名増員)
- ・虐待対策班、地域支援担当司、家庭復帰支援員、非常勤弁護士の配置

○緊急対応力の強化

- ・通年開所による365日緊急対応
- ・児童相談所システムによる全児童相談所の情報共有
- ・虐待対策班を全児童相談所に設置

○地域ネットワークと機関連携

- ・要保護児童対策地域協議会の立上、運営支援(23区26市1町)
- ・要支援家庭の早期発見支援事業(母子保健)
- ・CAPS立ち上げ支援、医療従事者研修

○ルールの設定

- ・48時間ルール(現認の徹底)
- ・ケース移管ルール(都内及び全児相)
- ・東京ルール(児相と支援センターの連携ルール)

課題

【課題1】 増え続ける虐待相談件数、重複化する ケース内容への迅速的確な対応

- 専門性を支える人材の育成(児童相談所)
基幹職員の育成
若手職員の専門性の強化
- 子供家庭支援センターの体制や対応力の
レベルアップ
- 警察等との連携強化

【課題2】 関係機関の埋まらない隙間で生じる 重大事例

- 児童相談所と子供家庭支援センター、
他県児童相談所間での連携強化
- 学校、医療機関など独立性の強い機関と
児童相談所・子供家庭支援センターとの連携強化
- 要保護児童対策地域協議会の一層の活用

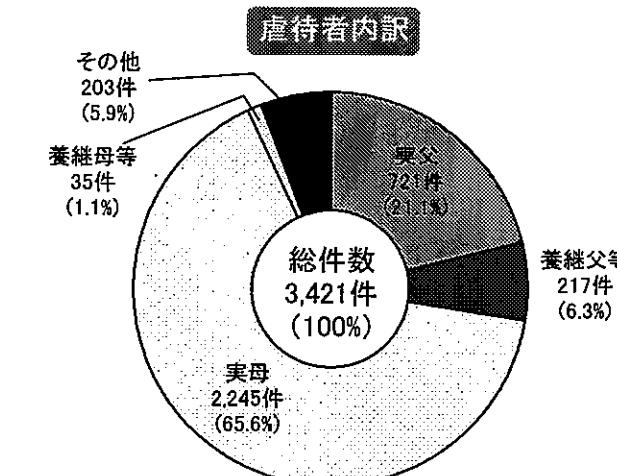
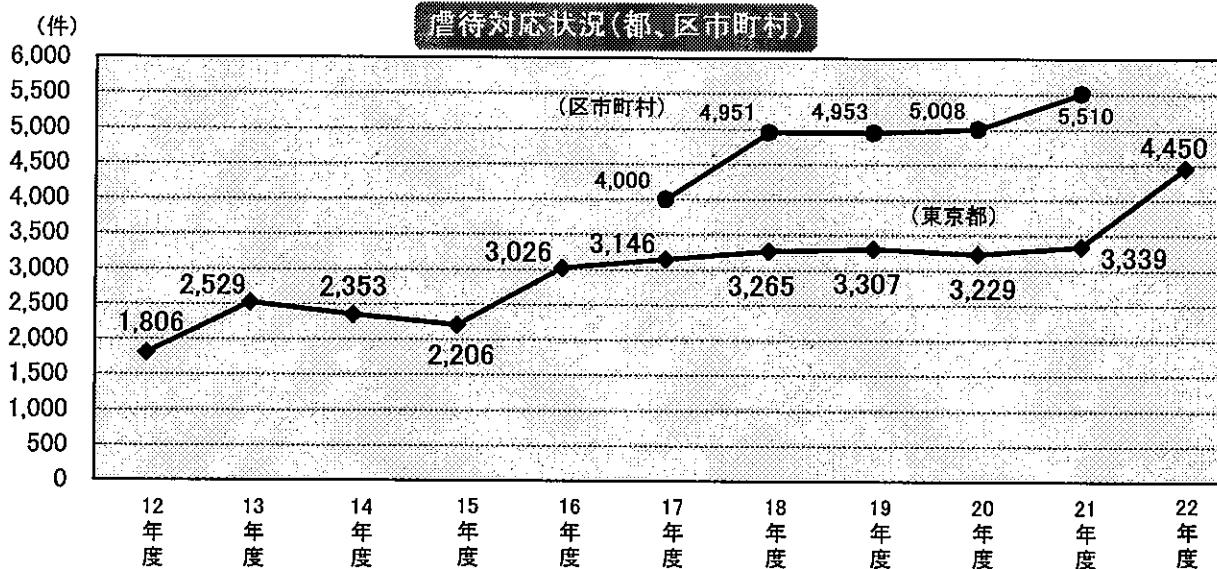
【課題3】 虐待の未然防止策が進展していない

- 乳幼児はハイリスク「生命の危機あり」
4割が0歳児、6割が0歳~2歳児
- 育児疲れ、子育て不安群のフォローの徹底
(虐待要因の17%)
- 特定妊婦への対応

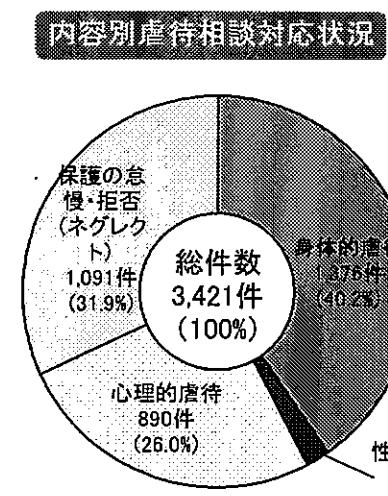
虐待相談に関するデータ

(出典:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」)

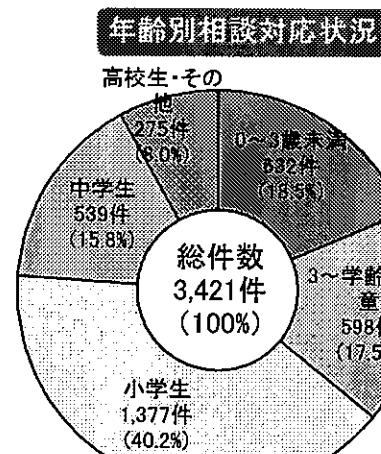
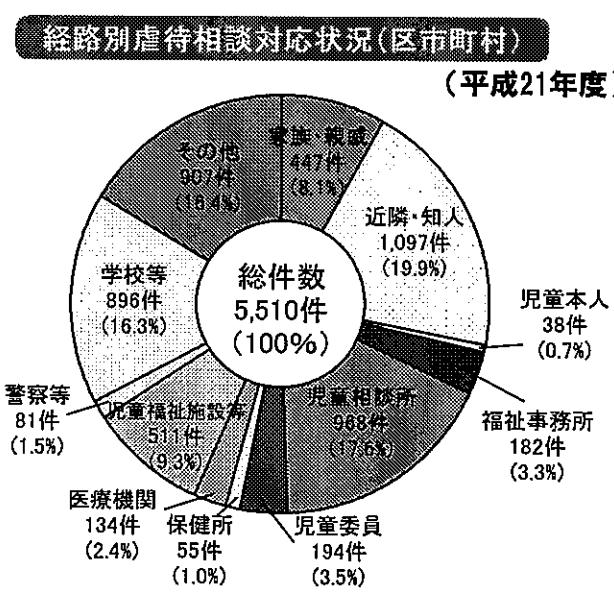
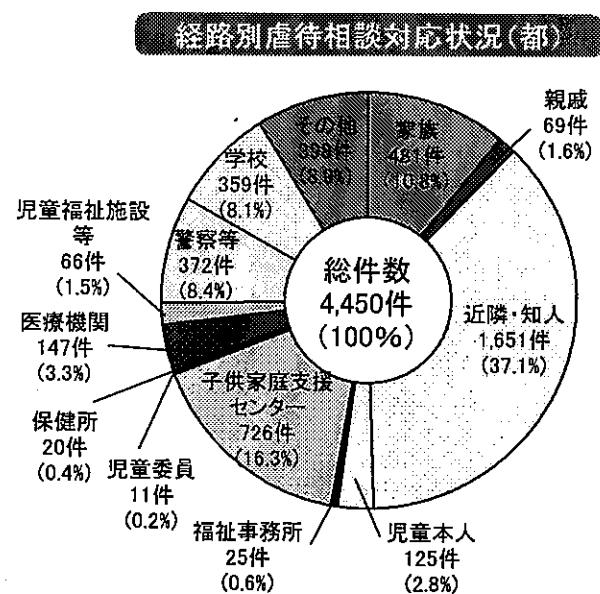
東京都の22年度のデータです。



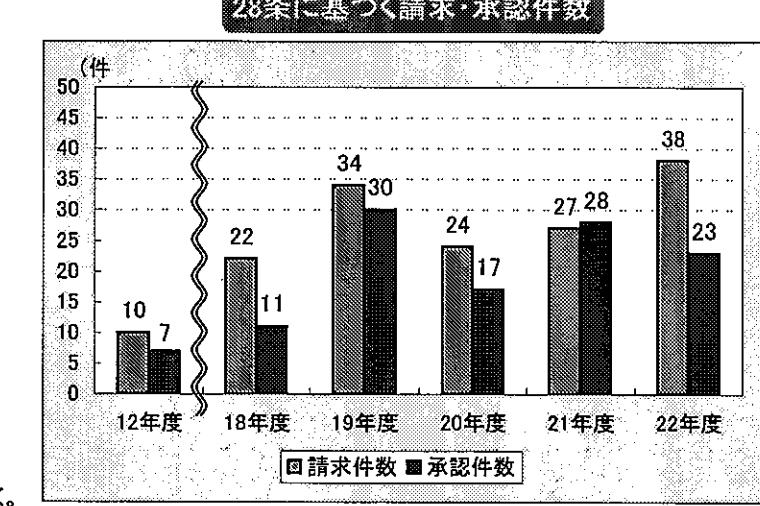
※非該当の1,029件を除く。



※非該当の1,029件を除く。



※非該当の1,029件を除く。



※28条:家庭裁判所の審判による施設入所

